

○国土交通省告示第百五号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の施行に伴い、同令附則第二条第三項の国土交通大臣が定める期間を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

件

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号。以下「改正政令」という。）附則第二条第三項の期間は、令和二年度までに実施された二級の技術検定の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して十二年（以下「免除期間」という。）以内とする。ただし、令和二

年度に実施された二級の実地試験を受験した者又は改正政令附則第二条第三項の規定により令和三年以降に二級の第二次検定を受検した者にあつては、同項の期間は、免除期間以内であつて、当該実地試験又は第二次検定に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して二年以内とする。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。